

重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護サービス)

第1条 (会社の概要)

法 人 の 名 称	株式会社へいあん
代 表 者 職 氏 名	代表取締役 相馬 秀行
法 人 の 所 在 地	神奈川県平塚市桜ヶ丘1-35
電 話 番 号	0463-35-6578
F A X 番 号	0463-34-1713
運 営 す る 主 な 事業・サービス内容	訪問入浴・訪問介護・居宅介護支援・訪問看護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与・住宅リフォーム・特定福祉用具販売・認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護（介護予防事業も含む）
事 業 所 数	15ヶ所

第2条 (会社のサービス方針等)

会社の経営理念は、お客様を第一として考え、生活産業を通じて社会に貢献することです。その為に人材の教育育成に努め、サービスの品質を磨き続けます。また、利用者、その家族、さらに地域社会のケアを通し利用者の生き甲斐を創造します。

第3条 (訪問看護サービス)

訪問看護サービスは、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活の支援・診療上の補助をし、心身の機能の維持回復を目指すことを目的とします。

第4条 (事業所の概要)

事 業 所 名	へいあん訪問看護平塚
所 在 地	神奈川県平塚市桜ヶ丘1-35
管 理 者	竹田 久美
電 話 番 号	0463-34-2202
F A X 番 号	0463-34-1713
指 定 年 月 日	平成20年4月1日
介護保険事業所番号	1462090124
第三者評価実施状況	有 ・ 無

第5条（事業所の職員体制等）

1 職員体制

（令和 年 月 日現在）

職種		人員	備考
管理者		1名（常勤）	看護職員と兼務
看護職員	保健師	0名	
	正看護師	2名以上	
	准看護師	0名	
理学療法士等		0名	
事務職員		1名	

事業所は、緊急時訪問看護加算（24時間連絡体制加算）を算定できる体制をとっております。

2 職務内容

① 管理者（正看護師・保健師）

管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われているように統括します。但し、管理上支障がない場合は、事業所の他の職務従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

② 看護職員（正看護師・准看護師・保健師）

保健師・看護師が訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当します。

③ 理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士

訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当します。

第6条（サービス提供地域）

平塚市・中郡大磯町

第7条（営業日および営業時間：窓口対応時間）

営業日	月曜日から金曜日まで 9：00～17：40 （土曜日・日曜日及び12月30日から1月3日までは休業）
サービス提供時間	月曜日から金曜日まで 9：00～17：00 （土曜日・日曜日及び12月30日から1月3日までは休業）

第8条（サービスの提供方法及び内容）

事業所は、居宅サービス計画に基づき介護保険法が定めるサービス又は老人保健法・健康保険法等の医療保険関係法令が定めるサービスを提供します。

1 訪問看護サービスの提供方法は次のとおりとします。

- ① 訪問看護の利用者がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護の指示書に基づいて、訪問看護計画を作成し、訪問看護を実施します。
- ② 利用希望者又は家族、担当する介護事業所等から会社に直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を受けるよう依頼します。
- ③ 利用者に主治医がない場合は、会社から主治医の選定を助言、依頼をします。

2 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄など日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

第9条（連携について）

事業所は、訪問看護サービスの提供にあたり、介護支援専門員及び保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第10条（利用時間）

事業所が行う訪問看護の利用時間は、20分以上1時間30分未満を標準とします。それを越える場合は介護保険・医療保険共に要件を満たした場合、長時間訪問看護加算を算定する事があります。

また、緊急的に20分未満で利用することができます。

第11条（介護費用及び利用者負担金について）

1 介護費用及び利用者負担金の体系について

- ① 地域区分と地域単価は、下記のとおりとなります。

地域区分 : 5級地 地域単価 : 10,70円

- ② 介護費用は、サービスや内容ごとに決められた単位数に地域単価を乗じた金額となります。

- ③ 通常の時間帯(午前8時～午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合、介護費用は次の加算割合で割増されます。

早朝(午前6時～午前8時)、夜間(午後6時～午後10時) : +25%

深夜(午後10時～午前6時) : +50%

- ④ 利用者負担金は、介護費用から介護保険給付額を引いた金額になります。

- ⑤ キャンセル料は、利用者負担金の額に消費税をかけた金額となります。

2 サービスに対する利用者負担金は居宅介護支援事業者が作成する利用者の「サービス利用票」及び「サービス

利用票別表」によるものとし、詳細は別紙1【介護費用体系表】・別紙2【利用者負担金一覧：医療保険適用・保険適用外】にて説明します。なお、利用者負担金は介護保険法令等に基づいて定められているため、契約期間中に介護保険法令等が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合、会社は改定内容決定後速やかに利用者に対し通知します。

- 3 利用者負担金については、金融機関の口座から引き落としとさせていただきます。利用者が希望する場合は、郵便局への振込み・現金回収にてお支払いいただくことも可能です。
- 4 利用者負担金は居宅サービス計画を作成しない場合など「償還払い」となる場合には、いったん利用者が介護給付額（10割）を支払い、その後市区町村に対して保険給付分を請求することになります。
- 5 介護給付額の一部が制度上の支給限度額を超える場合には、超えた部分は全額自己負担となります（その際には、居宅サービス計画を作成する際に介護支援専門員から説明の上、利用者の同意を得ることになります）。
- 6 利用者が介護保険料の支払いを滞納している場合、介護保険法により介護給付の支払方法変更（償還払い）等の給付制限が生じることがあります。保険給付の制限を受けた場合（被保険者証の給付制限欄に「支払方法の変更」等の記載があった場合）当事業所提供分のサービス費用（「費用総額（保険対象分）」及び「利用者負担（全額負担）」）の総額をお支払いいただきます。詳細については介護支援専門員又は担当者からご説明します。
- 7 訪問看護師等が利用者宅を訪問する際にかかる交通費については、第6条で定めるサービス提供地域にお住まいの方は無料となります。

第12条（キャンセル）

- 1 利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかに第4条で定める連絡先までご連絡ください。
- 2 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。当日キャンセルはキャンセル料を申し受けることになります。（ただし、利用者の容態の急変など、緊急時の場合ややむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。）
- 3 キャンセル料は、当月分の利用者負担金の支払いにあわせてお支払いいただきます。

第13条（訪問看護計画）

- 1 事業所は利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、医師より交付される訪問看護指示書及び居宅介護支援事業所が作成する利用者の居宅サービス計画に沿って、訪問看護計画書を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。
- 2 訪問看護計画の作成に当たっては、事業所は事前に担当者を訪問させ、利用者の日常生活の状況及びその意向を確認するとともに、作成後は利用者にもその内容を説明します。また、同意を得た上で交付します。
- 3 事業所は、利用者がサービス内容や提供方法等の変更を希望し、その変更が居宅サービス計画の範囲内で可能なときは、速やかに訪問看護計画書の変更等の対応を行います。
- 4 事業所は、居宅サービス計画の期間に基づき利用者の状況の評価等を行い、必要に応じてサービスの内容を見直します。
- 5 事業所は第3項の申し出に対し稼働状況等により、利用者の希望する内容にてサービスの提供ができない場合、居宅介護支援事業所との連絡調整のもとで、他の提供可能な内容を利用者に提示して協議するものとします。
- 6 事業所は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

第14条（サービス提供の記録）

- 1 事業所はサービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護確認書」等サービス提供記録書の書面に、提供したサービスの内容及び各種体制加算状況等必要事項を記入し、利用者の確認を受けることとします。
- 2 事業所は、サービス提供記録書等の記録を作成し、サービス終了後5年間はこれを適切に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に応じ、又は実費負担によりその写しを交付します。

第15条（介護保険証、及び介護保険負担割合証の確認）

サービス利用に当たり介護保険証、及び介護保険負担割合証の内容について確認をさせていただきます。

第16条（虐待の防止のための措置）

事業所は利用者の人格を尊重する視点に立ってサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待等を受けている恐れがある場合は、ただちに防止策を講じ市区町村へ報告します。

当事業所は利用者の人権の援護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

第17条（緊急時・事故発生時の対応）

- 1 サービス提供により事故が発生した場合は、市区町村、当該利用者の家族、当該利用者に係わる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。
- 2 サービスの提供を行っている時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡等を行います。
- 3 緊急時訪問看護加算（24時間連絡体制加算）に同意された場合に限り、サービスの提供を行っていない時にも常時電話連絡を取ることができます。
- 4 感染症や非常災害の発生時においては、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

第18条（秘密保持）

- 1 業務上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報を、利用者又は第三者の生命、身体等の危険防止の為など正当な理由がある場合を除いて契約期間中及び契約終了後も第三者に漏らすことはありません。従業者についても、退職後もこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とします。
- 2 あらかじめ文章等により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を利用できるものとします。

第19条（衛生管理）

事業者は、感染症の発生又はまん延を防ぐために必要な措置を講じるとともに、従業者に対し定期的に健康診断等を実施します。また、日頃からの手洗いうがいの徹底に努め、当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備し、従業者に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

第20条（従業者の研修）

事業者は、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備します。

- 1 採用時研修
- 2 事業所内研修

第21条（相談窓口、緊急時連絡先及び苦情対応）

1 当事業所でのサービスに関する苦情・ハラスメント等の相談は、次の窓口で対応いたします。

へいあん訪問看護平塚

電話番号 0463-34-2202
FAX番号 0463-34-1713
相談責任者 竹田 久美（タケダ ヒサミ）
対応時間 午前9時00分より午後5時40分まで（平日・祝日）

2 次の公的機関においても、苦情・ハラスメント等の相談ができます。

平塚市役所 介護保険課

所在地 神奈川県平塚市浅間町9-1
番号 0463-21-8790
対応時間 午前8時30分より午後5時00分まで（平日）

大磯町役場 福祉課

所在地 神奈川県中郡大磯町東小磯183
番号 0463-61-4100
FAX番号 0463-61-6002
対応時間 午前8時30分より午後5時15分まで（平日）

神奈川県国民健康保険団体連合会

所在地 神奈川県横浜市西区楠町27番地1
電話番号 045-329-3447
対応時間 午前8時30分より午後5時15分まで（平日）

令和 年 月 日

本書面を交付し、重要事項を説明しました。

事業所 所在地 神奈川県平塚市桜ヶ丘1-35

名称 へいあん訪問看護平塚

説明者 _____

令和 年 月 日

上記のとおり説明を受け、サービス提供の開始に同意し、本重要事項説明書の交付を受けました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____

代理人 住 所 _____

氏 名 _____